

パーチェシングカードによる光熱水費等の決済業務  
(令和 8~12 年度)

公 募 実 施 要 領

( 内 訳 )

応 募 要 領

応 募 申 込 書 ( 様式 1 )

提 案 書 ( 様式 2 )

業 務 実 施 要 領

契 約 書 ( 案 )

令和 8 年 1 月

名 古 屋 高 速 道 路 公 社

# 応募要領

## 1. 業務内容

カード情報のみを発行する法人向けクレジットカード（ペーチェシングカード）を名古屋高速道路公社（以下「公社」という。）に対し任意の枚数発行し、公社が負担すべき光熱水費等の費用を決済するとともに、月ごとにとりまとめた上、一括して公社に請求を行う業務です。

## 2. 業務期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

## 3. 応募資格

次の（1）から（4）のすべての要件に該当する法人がこの公募に応募できるものとします。

（1）応募書類の提出日において、割賦販売法（昭和 36 年法律第 159 号）第 31 条に規定する登録包括信用購入あっせん業者であること。

（2）次に掲げる事項に該当しない者であること。

4.（2）ウに示す応募書類の提出期限の日から起算して 3 年前の日以降において、次に掲げるアからオの事項に該当したと認められる者。

ア 公社との契約の履行にあたり、故意に業務等を粗雑にする等の不正の行為をした者

イ 公社が執行した競争入札において、公正な競争の執行を妨げた者  
又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るために連合した者

ウ 公社との契約において、落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ 公社が行う監督又は検査の実施にあたり職員の職務の執行を妨げた者

オ 公社との契約において、正当な理由がなくて契約を履行しなかつた者

（3）応募書類の提出日から選考日までの期間において、名古屋高速道路公社が行う契約からの暴力団排除に関する合意書（平成 19 年 7 月 2 日付け名古屋高速道路公社総務部長・愛知県警察本部刑事部長締結）に基づく排除措置を受けていないこと。

（4）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申し

立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。

#### 4. 応募方法

##### （1）応募書類の配布期間及び時間

応募希望者は、令和 8 年 1 月 9 日（金）午前 10 時 00 分から令和 8 年 1 月 26 日（月）午後 5 時 00 分までに、公社ホームページ内の入札契約情報より応募書類をダウンロードしてください。

URL <https://www.nagoya-expressway.or.jp/kosya/houjin/nyusatu/kobo.html>

##### （2）応募書類の提出

応募希望者は、次のアからカに従って応募書類を作成し、提出してください。

なお、応募書類を下記ウの期間内に提出しない者は、この公募に参加できません。

###### ア 提出書類

（ア）様式 1 応募申込書

（イ）様式 2 提案書

###### イ 提出部数

上記ア（ア）及び（イ）の正本それぞれ 1 部を提出してください。

###### ウ 提出期間

応募書類の提出期間は、令和 8 年 1 月 9 日（金）から令和 8 年 1 月 26 日（月）までの土曜日、日曜日及び祝日（以下、「休日」という。）を除く毎日午前 10 時 00 分から午後 5 時 00 分までです。

###### エ 提出場所

〒460-0008 愛知県名古屋市中区栄一丁目 8 番 16 号

名古屋高速道路公社 経営企画部経営課（決算・出納担当）

###### オ 提出方法

「持参」又は「郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものとする。）」（以下「郵送等」という。）とします。

なお、郵送等による提出は、上記ウに掲げる期限前日の正午までに必着とし、郵送事故等により提出期限までに到着しない場合の責任は応募者が負うものとします。

###### カ その他

応募希望者は本要領及び業務実施要領を熟読のうえ次の（ア）から（オ）までに留意し、応募してください。

- (ア) 応募書類の作成及び提出にかかる費用は応募者の負担とします。
- (イ) 提出書類・添付資料等は返却しません。
- (ウ) 提案書には営業上の機密事項が含まれていることに配慮し、提出された提案書は非公開とします。
- (エ) 提案書中で専門用語を使用する場合には説明を付してください。(資料を添付することも可。)
- (オ) 必要に応じて追加資料等の提出を求めることがあります。

## 5. 応募要領等に関する質問の受付及び回答の公表

応募要領の内容、応募書類の記載方法及び業務実施要領に関する質問がある場合は、書面（様式は任意）により次のとおり提出してください。

### (1) 質問書の提出期間及び提出方法

令和8年1月9日（金）から令和8年1月16日（金）午後5時まで  
(必着)に持参、郵送等又はファクシミリで提出してください。

持参する場合は、上記期間の休日を除く毎日、午前10時00分から午後5時00分までに提出してください。

### (2) 質問書の提出先

ア 持参、郵送等による提出先

4. (2) エと同じです。

イ ファクシミリによる提出先

052-222-8418に送信してください。

なお、ファクシミリを送信後は必ず052-222-8403までに着信確認の電話をお願いします。

### (3) 回答の公表

質問書提出期間終了後、全ての質問と回答を取りまとめ、令和8年1月21日（水）までに公社ホームページ（4. (1) のURLと同じ）に掲載します。

## 6. 選考

### (1) 評価・選考方法

受注者の選定にあたっては、提出された応募申込書及び提案書の審査を行い、

- ① 様式2別紙1 提案書（基礎項目）に掲げる項目全てに適合し
- ② 様式2別紙2 提案書（加点項目）に掲げる項目による加点の最も高い提案を行った1者をこの業務の受注者として選定します。

（審査は書面のみとし、別紙2の項目において加点項目配点表に基づく点数を付与します。また、プレゼンテーション等の面談審査は実施しません。）

上記②の加点の最も高い者が複数である場合には、くじにより選定することとし、実施日時及び実施場所については、該当者のみに通知します。

なお、くじによる選定に立ち会わない応募者又はくじを引かない応募者があるときは、その応募者に代わって公募事務に関係のない職員にくじを引かせるものとします。

#### （2）選考結果の通知

全ての応募者に書面で審査結果を通知します。

（審査結果は、令和8年2月6日（金）までに書留郵便にて発送します。）

受注者として選定された者は、速やかにカード入会審査を行ったうえ、公社と契約を締結するものとします。

#### （3）留意事項

次のアからウのいずれかに該当した場合には、受注者としての決定を取り消します。この場合、公社は一切の損害賠償の責を負いません。

ア 応募資格を満たさないことが判明したとき。

イ 提出書類に虚偽の事実を記載したことが確認されたとき。

ウ カード入会審査の結果が提案書に記載した回答の内容を満たさなかったとき。

## 7. その他

公社の財務情報については、公社ホームページ内の財務・IR情報

<https://www.nagoya-expressway.or.jp/kosya/ir/zaimu/>

を参照してください。

様式 1

令和 年 月 日

## 応募申込書

名古屋高速道路公社  
理事長様

(申込者)

住 所  
商 号  
代 表 者

ペーチェシングカードによる光熱水費等の決済業務（令和 8～12 年度）に係る公募実施要領を承知のうえ、応募します。

(本件に係る照会先)

会社名：

所属部署名：

担当者名：

電話番号：

F A X：

E-mail：

様式2

令和 年 月 日

名古屋高速道路公社  
理事長 様

ペーチェシングカードによる光熱水費等の決済業務（令和8～12年度）に係る  
提案書

住 所  
商 号  
代 表 者

【提案内容】

① 基礎項目（別紙1）

② 加点項目（別紙2）

## 提案書(基礎項目)

公募件名: パーチェシングカードによる光熱水費等の決済業務(令和8~12年度)

応募者商号

分類	要求項目	回答(可/不可)	補足事項
カードの申込み及び発行	プラスチックカード非発行型(カード情報のみの発行)であること。		
	部署名・経費名のカードを発行できること。		
	40枚以上のカードを発行できること。		
	応募者が指定するカード発行申込書に基づき追加発行依頼できること。 (想定している申込書の様式を添付すること)		
利用可能枠・利用限度額	総利用可能枠が6,500万円以上であること。		
	総利用可能枠内でカード別に利用限度額を設定できること。		
加盟店	名古屋市上下水道局・中部電力ミライズ(株)(高圧業務用電力を除く)・ 東邦ガス(株)(一般ガス供給約款)・NTT西日本(株)(専用線を除く)・ NTTファイナンス(株)・KDDI(株)への支払に利用できること。		
カード利用料金の請求	毎月月末締め・翌月請求が可能であること。		
	支払は、請求書による口座振込払が可能であること。		
	支払期限は、締め日の翌月末であること。		
	カード番号毎の内訳明細が電子データで取得可能であること。 内訳明細には「取引日」「取引先」及び「取引金額」を記載すること。 (内訳明細に表示される項目の一覧を添付すること)		
ポイントサービス	提案するカードはポイントサービスが無いか、ポイント付与の辞退が可能であること。		
セキュリティ	カードの不正利用が疑われる場合に、カード利用停止手続きが電話できること。		
	カードの利用停止手続きは年間を通じて24時間対応が可能であること。		
サポート体制	応募者の設ける問い合わせ窓口が平日9時~17時の間、対応可能なこと。		

## 提案書(加点項目)

公募件名: パーチェシングカードによる光熱水費等の決済業務(令和8~12年度)

応募者商号

項目番号	加点項目	回答欄
	補足説明	
1	カード年会費(税抜年額) 公社に適用するカード年会費の体系を消費税・地方消費税抜きの年額で記入してください。 点数は、カード30枚発行時の合計年会費で判定します。	
2	カード発行手数料(税抜) 公社に適用するカード1枚あたりの発行手数料を消費税・地方消費税抜きで記入してください。	
3	カード別利用明細データ発行手数料(税抜月額) 公社に適用するカード別利用明細の電子データ発行手数料の体系を消費税・地方消費税抜きの月額で記入してください。 点数は、カード30枚発行時の手数料月額で判定します。	
4	法人カード管理サービス(Web)の提供可否 Web上で各種手続き(カード追加発行や部署名追加等)が行える法人カード管理サービスの提供可否を記入してください。	
5	使い捨てカード番号提供の可否及び追加セキュリティ対策の有無 発行する任意のパーティシングカードを親カードとした使い捨てカード番号の提供可否を記入してください。 提供可能な場合は、使い捨てカード番号ごとの限度額・有効期間設定など、追加のセキュリティ対策があれば内容を記入してください。	
6	担当者の配置可否及び担当者の駐在場所 公社からの問い合わせに対応する特定の担当者を配置することが可能かどうかを記入してください(一般顧客向けの総合サポート窓口は不可)。 配置可能な場合は、当該担当者が駐在する都道府県も記入してください。	

加点項目配点表

項目番号	加点項目	判定条件			
		点数			
1	カード年会費(税抜年額)	30,000円以上	15,000円以上30,000円未満	1円以上15,000円未満	無料
		0点	10点	20点	30点
2	カード発行手数料(税抜)	1,000円以上	1円以上1,000円未満		無料
		0点	10点		20点
3	カード別利用明細データ発行手数料(税抜月額)	2,500円以上	1,250円以上2,500円未満	1円以上1,250円未満	無料
		0点	5点	10点	20点
4	法人口カード管理サービス(Web)の提供可否	提供不可	提供可		
		0点	10点		
5	使い捨てカード番号提供の可否及び追加セキュリティ対策の有無	提供不可	提供可 追加のセキュリティ対策なし		提供可 追加のセキュリティ対策あり
		0点	5点		10点
6	担当者の配置可否及び担当者の駐在場所	配置不可	配置可 愛知県外駐在		配置可 愛知県内駐在
		0点	5点		10点

## 業務実施要領

### 1 件名

ペーチェシングカードによる光熱水費等の決済業務（令和8～12年度）

### 2 業務内容

カード情報のみを発行する法人向けクレジットカード（ペーチェシングカード。以下「カード」という。）を名古屋高速道路公社（以下「公社」という。）に対し任意の枚数発行し、公社が負担すべき光熱水費等の費用を決済するとともに、月ごとにとりまとめた上、一括して公社に請求を行う業務である。

### 3 業務期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

### 4 法人会員入会者

名古屋高速道路公社

### 5 カード発行枚数（見込）

約30枚

### 6 年間使用金額（概算見込）

90,000,000円

### 7 カードの発行

- ① 公社は、受注者が指定するカード発行申込書により発行を依頼する。
- ② 受注者は、上記依頼に基づき速やかにカードを発行し、郵送又は持参によりカード情報（会員番号、有効期限、カード名義及びセキュリティコードをいう。以下同じ。）を公社に通知する。
- ③ 受注者は、カード有効期限満了前に、有効期限が更新されたカード情報を郵送又は持参により公社に通知する。
- ④ カード名義は、個人名ではなく部署名等任意の名称で発行できること。

## 8 カード利用料金の請求

- ① 毎月月末締めの翌月請求とする。
- ② 支払は、請求書による口座振込払とする。  
なお、口座振込件数は1件とし、振込は当公社名義とする。
- ③ 支払期限は、締め日の翌月末とする。
- ④ 請求にあたっては、会員番号ごとに集計した利用明細を電磁的記録により作成する。内訳明細には「取引日」、「取引先」及び「取引金額」を記載すること。

## 9 ポイントサービス

発行するカードには、ポイントサービスが無いか、ポイント付与の辞退が可能であること。

## 10 セキュリティ及びサポート体制

- ① カードの不正利用が疑われる場合に、休日を含む全ての日及び全ての時間において電話によるカード利用停止手続きが可能であること。
- ② 上記①以外の問い合わせについては、平日の午前9時から午後5時までの間、対応が可能であること。

## 契 約 書 (案)

- 1 業務の名称 パーチェシングカードによる光熱水費等の決済業務  
(令和8~12年度)
- 2 業務期間 令和8年4月1日から  
令和13年3月31日まで
- 3 契約金額 別紙単価表のとおり
- 4 契約保証金 免除

上記の業務について、発注者と受注者は、各々対等の立場における合意に基づいて、次の条項によって公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日

### 発注者

住 所 名古屋市中区栄一丁目8番16号  
氏 名 名古屋高速道路公社  
理事長

### 受注者

住 所  
氏 名

### (総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、この契約書（頭書を含む。以下同じ。）に基づき、業務実施要領に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び業務実施要領を内容とする契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
  - 3 この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
  - 4 この契約書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
  - 5 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
  - 6 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

### (契約書等の適用範囲)

- 第2条 この契約書及び業務実施要領（以下「契約書等」という。）は、受注者が定めるカード会員規約（この業務の履行にあたり発注者と受注者の間で締結した他の文書を含む。以下同じ。）と一体となって発注者と受注者の間に適用されるものとする。
- 2 カード会員規約に定めのない事項又は契約書等とカード会員規約とで異なる内容を定めている事項については本契約書等の定めがカード会員規約に優先して適用されるものとする。

### (契約の目的)

- 第3条 受注者は、別に定める業務実施要領に基づき、発注者を受注者の法人会員として入会させ、発注者にカード情報（会員番号、有効期限、カード名義及びセキュリティコードをいう。以下同じ。）を発行し、使用させるものとする。
- 2 発注者は、付与されたカード情報を受注者が認めた包括信用購入あっせん関係販売業者及び包括信用購入あっせん関係役務提供事業者（以下「加盟店」という。）からの商品若しくは権利の購入又は役務の提供の対価の支払に使用できるものとする。
  - 3 発注者は、前項に定める支払について、受注者が発注者に代わって加盟店に立替払することを受注者に委託するものとする。
  - 4 発注者は、前項の規定により受注者に立替払を委託した金員（以下「利用代金」という。）を受注者に支払うものとする。

### (権利義務の譲渡等)

- 第4条 受注者は、本契約によって生じる権利の全部又は一部を発注者の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信

用保険法施行令（昭和 25 年政令第 350 号）第 1 条の 3 に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

（一括再委託等の禁止）

第 5 条 受注者は、業務の全部若しくは大部分を一括して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。ただし、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

- 2 受注者は、前項ただし書に基づく下請負を行う場合は、委任又は請負わせた業務に伴う当該事業者（以下「下請負人」という。）の行為について、発注者に対しすべての責任を負うものとする。
- 3 受注者は、第 1 項ただし書に基づく下請負を行う場合は、受注者がこの契約を遵守するために必要な事項及び下請負の禁止について、下請負人と約定しなければならない。
- 4 前 3 項までの規定は、当該契約の下請負が何重であっても同様に取り扱うものとし、受注者は、必要な措置を講じるものとする。

（秘密の保持）

第 6 条 発注者及び受注者は、本契約の履行に関し知り得た相手方の秘密に属する事項を他に漏らし、又はその他の目的に使用してはならない。

- 2 受注者は、受注者の従業員が業務により知り得た事項の漏洩防止措置を講ずるものとする。
- 3 発注者及び受注者は、この契約の終了後においても第 1 項の責任を負うものとする。

（加盟店と紛議が生じた場合の通知等）

第 7 条 発注者は、カード情報により決済した役務の提供又は商品等の購入について、請求額誤り、未着、品違い、員数不足又は不良等の事故が発生し、加盟店との間で紛議が生じた場合は、速やかにその旨を受注者に通知するものとする。

- 2 受注者は、前項の通知があった場合、当該通知に基づき速やかに調査を行い、発注者の主張に相当の理由があると認められたときは、当該加盟店への支払を留保するものとする。

（請求及び支払）

第 8 条 受注者は、利用代金のうち毎月 1 日から月末までの間に加盟店から情報を受領したものについて、翌月中に発注者に支払を請求するものとする。

- 2 受注者は、単価表に定める料金について、前項の請求に含めることができる。
- 3 発注者は、受注者から適法な支払請求書を受理したときは、受理した日から 30 日以内にあらかじめ発注者が定める方法により支払しなければならない。
- 4 受注者は、この契約の終了後においても、加盟店から利用代金の情報を受領したときは、

第1項の規定により発注者に支払を請求することができる。この場合において、発注者は、第3項の規定に基づき支払うものとする。

(発注者の催告による解除権)

第9条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- 一 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- 二 この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第10条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- 一 受注者がこの契約の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- 二 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に債権を譲渡したとき。
- 三 受注者（法人その他の団体又は個人をいう。以下同じ。）が次のいずれかに該当するとき。
  - イ 役員等（法人にあっては、非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては、法人の役員等と同等の責任を有する代表者及び理事等、個人にあっては、その者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員であると認められるとき。
  - ロ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
  - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- ヘ 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当する法人等であることを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第 11 条 第 9 条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、第 9 条の規定による契約の解除をすることができない。

（受注者の催告による解除権）

第 12 条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（解除の効果）

第 13 条 この契約が解除された場合には、この契約に基づく発注者及び受注者の義務は消滅する。

（損害賠償）

第 14 条 受注者は、第 9 条又は第 10 条の規定による契約解除の場合には、発注者に対して損害賠償の請求をしないものとする。

2 受注者は、本契約を履行するに当たり、第三者に損害を与えたときは、受注者の負担においてその損害の賠償を行うものとする。ただし、その損害の発生が発注者の責に帰すべき理由による場合においては、この限りでない。

（妨害又は不当要求に対する届出義務）

第 15 条 受注者は、この契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等から妨害（不法な行為等で、この契約の履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）を受けた場合は、発注者へ報告し、警察へ被害届を提出しなければならない。

（契約外の事項）

第 16 条 契約書等及びカード会員規約に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

## 单 価 表

契約件名 : パーチェシングカードによる光熱水費等の決済業務（令和8～12年度）